

日本DPO協会
第5回専門研究部会セミナー 資料

国内外の規制強化への対応の必要性と 求められる管理者像



2021年4月19日

日本DPO協会顧問 坂下哲也

((一財) 日本情報経済社会推進協会 常務理事)

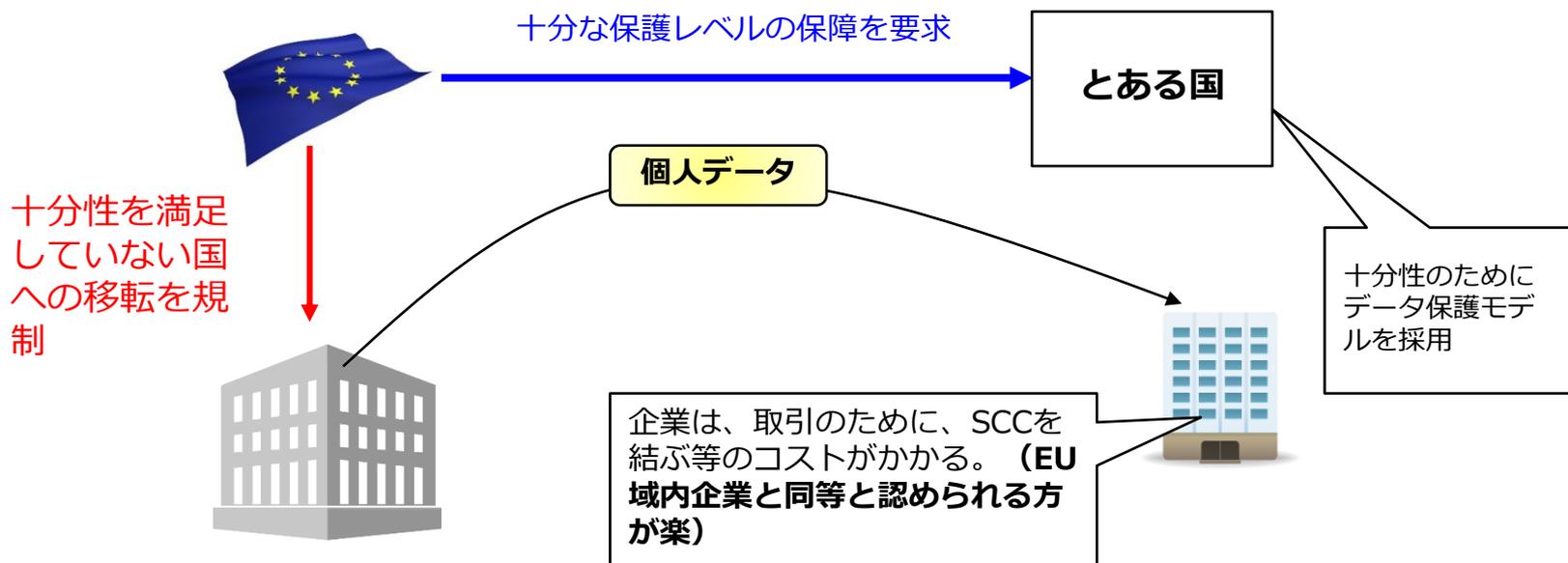
- (一財) 日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) 常務理事
【所管】 電子情報利活用研究部・認定個人情報保護団体
 - 芝浦工業大学 情報通信工学科 非常勤講師 (通信システム設計論)
- 日頃やっている業務
 - 電子情報の保護と利用に関する基盤整備の企画・推進
 - G空間 (地理空間情報)、IoT (Internet of Things)、ブロックチェーン (分散型台帳技術)、PDS (Personal Data Store)、デジタル・トランスフォーメーションなど
 - データの利用やプライバシー保護に関する制度研究など
- 政府委員等
 - コロナウィルス対策本部テックチーム委員
 - 接触確認アプリに関する有識者検討会合委員
 - スーパーシティ/スマートシティの相互運用性の確保等 に関する検討会委員
 - 宇宙政策委員会専門委員
 - 国立研究法人審議会臨時委員 (JAXA経済産業部会部会長)
 - 準天頂衛星システム事業推進委員会委員
 - シェアリングエコノミーサービス検討会議委員
 - ISO/IEC JTC1 SC27/WG5 (Information Security, Cybersecurity and Privacy Protection / プライバシー技術) 委員など
- その他
 - (一社) JcoMaaS理事、(一社) ピープルアナリティクス&HRテクノロジー協会理事 など。

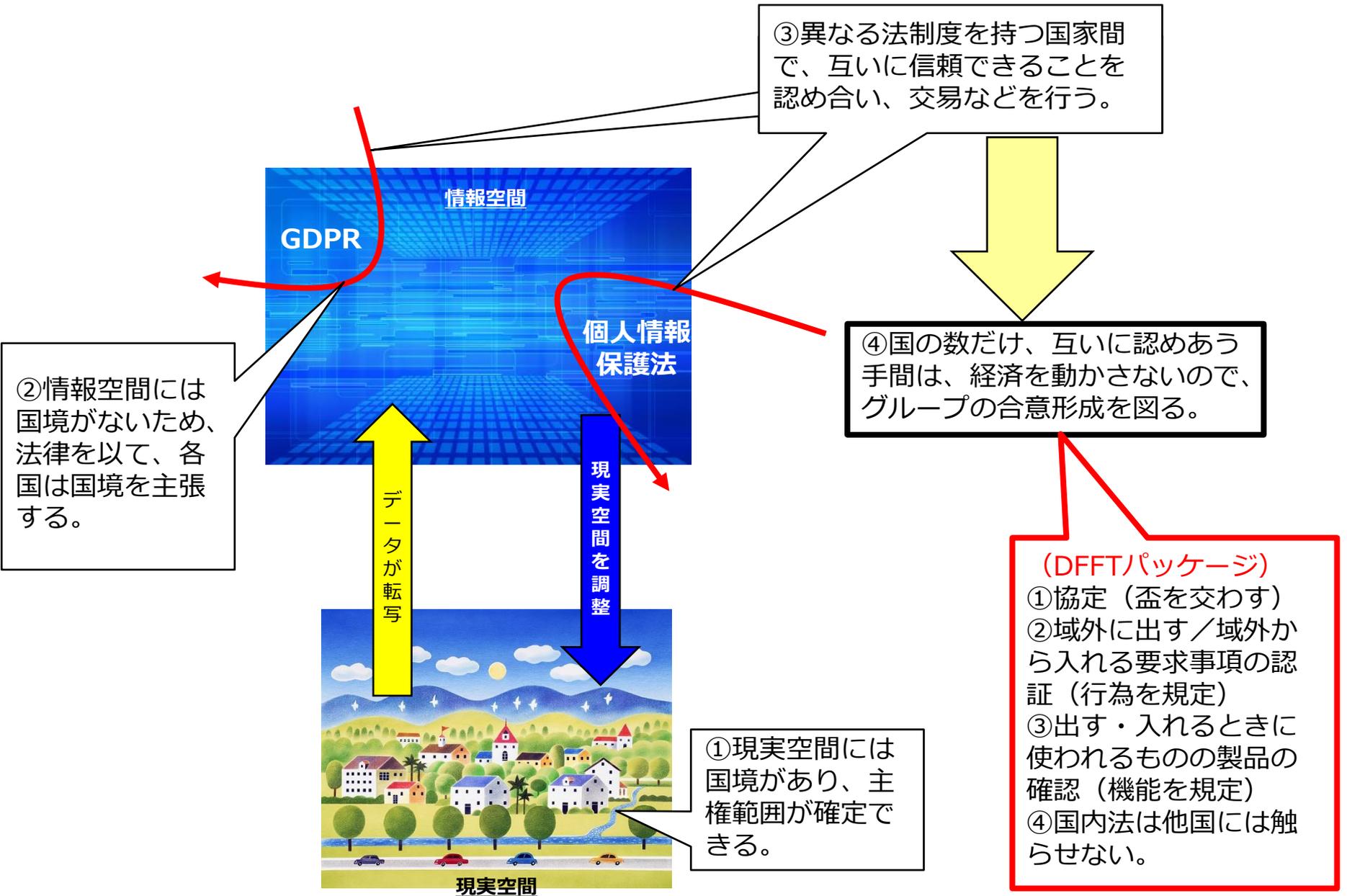


	米国	EU	日本	中国	ASEAN
個人データの 越境移転	原則自由	本人同意があれば原則自由 <small><一般データ保護規則 (GDPR) ></small> <small><個人情報保護法></small>		原則制限	本人同意があれば原則自由の国あり
産業データの 越境移転	原則自由 (安全保障は例外)		<small><サイバーセキュリティ法></small>		
ローカライ ゼーション	公共、医療、金融など、分野限定的			原則国内保存 <small><サイバーセキュリティ法></small>	一部の国では広範な国内保存義務あり (例:バトナム・インドネシア)

(出典：経済産業省)

- プライバシー分野において、EUは、データ保護のモデルを構築し、域外へ適用することでプロモーションを実施。
 - 国内企業に対しては、データ保護法を第三国へのデータ移転の規制。
 - 一般データ保護規則（45条）
「当該第三国が十分な保護レベルを確保している場合に限り得る」
 - 外国企業に対しては、データ保護モデルを受け入れるように圧力。
 - 十分性による圧力
 - 十分なレベルの保護を保障するとみなされるためには、EUの規制モデルに適合したデータ保護・プライバシー保護が条件。（本質的同等であると見なされなければならない。）
 - **国外企業にとって、EU企業並みの扱いを受けられるメリットは大きい。**





- **APECプライバシーフレームワーク**（2004年10月29日採択）21ヶ国
 - APEC加盟エコノミーにおける整合性のある個人情報保護への取組を促進し、
情報流通に対する不要な障害を取り除くことを目的として制定。
- **CPEA（越境執行協力協定）**（2009年11月）11ヶ国
 - エコノミー内での情報の取得と管理について、国内の法規や指針を対象に参加国で対応。
 - 参加国は、米国、メキシコ、日本、カナダ、韓国、シンガポール、豪州、台湾、フィリピン、ニュージーランド、香港
 - 監視・監督体制が主務大臣制から個人情報保護委員会へ一元化）。
- **CBPR（越境個人情報保護ルール）**（2011年11月）9ヶ国
 - 運用するための仕組みとしての **CBPRシステム（APEC越境プライバシールールシステム、APEC Cross Border Privacy Rules System）**
 - 米国、メキシコ、日本、カナダ、韓国、シンガポール、豪州、台湾、フィリピン

- ビジネスのグローバル化に伴い、国境を越えて移転する個人情報適切に保護する必要が高まったことから、2008年以降、各国・地域（エコノミー）連携による個人情報保護の越境移転ため仕組みが検討された。
- APECプライバシーフレームワークの目的（適切な情報プライバシー保護策の策定を奨励し、アジア太平洋地域での情報の自由な移動を保証する際の重要な手段）を具体化した枠組みとして、2011年にCBPRシステム（越境プライバシールールシステム）が構築された。
- APEC域内において国境を越えて流通する個人情報に対して消費者や事業者等のデータトラストを構築するシステム。

■ 日本： 3社が認証取得

https://www.jipdec.or.jp/protection_org/cbpr/list.html

- インタセクト・コミュニケーションズ社(2016年12月取得)
- GMOグローバルサイン社 (2018年5月取得)
- Paidy株式会社 (2018年12月取得)

■ 海外： 33社が認証取得

<http://cbprs.org/compliance-directory/cbpr-system/>

- 米国では31社 (IBM、Apple、Cisco、GE、HP他)
- シンガポールでは2社 (2020年6月)

- CBPR認証取得により、事業運営においてCBPRシステムに適合した越境データの取り扱いを行っていることを示すことを対外的にアピール可能（**認証シール**）。
- CBPR認証取得企業ならば、越境データ移転において個人情報により安全に取り扱われているという認識が、ステークホルダーにて醸成されていくことが期待される。CBPR認証取得事業者が優位な立場を得られる（**データトラスト確保**）。
- 他国企業で調達条件に入るケースもあり、越境データ移転のトラストが重要視される傾向へシフト（**調達要件**）。
- 認証事業者に対して、APEC域内からの苦情・相談等について、必要に応じてアカウントエージェントが調整を行う（**苦情対応**）。

- 海外にデータの保管をしている、委託をしている。（国境を超えている）

➤ 第三者による監査が必要なのではないか。

- データマッピング（どこにデータが行っているのか。）
- ルールとの整合（国内における取扱いとの整合が取れているのか）など。

（当協会です事業者からの相談に対応している例）

- 個人データの移転目的は何か。
- 個人データの内容は何か。
- どこから、どこへの移転か。
- データを出す側は、管理者か、処理者か。
- データを入れる側は、管理者か、処理者か。
- 移転させる必要のない個人データを移転させていないか。
- セキュリティ要件を満たしているか、など。

（データ管理者と一緒に議論し、互いの知識レベルの向上を図るもの）

- EUなどでも認証の検討が開始されている。
- それらを個別に企業が取得することはコスト面から見ても無駄である。
- 政府・産業界が一緒になって、相互に認め合える認証制度の推進が必要ではないか。

(例) GDPR43条3項に基づく各国DPAの認定基準（GDPR認証シール）、またGDPR第64条に基づく各国DPAの認定要件の検討が進んでいる。

CNPDから提出された認証機関の認定基準に関する決定（4月）

<https://cnpd.public.lu/content/dam/cnpd/fr/decisions-avis/2020/08-2020-Approbation-criteres-d-agreement-organismes-de-certification-signe.pdf>

各DPA「認証機関の認定要件」に対するEDPB意見書

イタリア,ギリシャ,オランダ,チェコ,ドイツ,アイルランド,英国など

https://edpb.europa.eu/our-work-tools/consistency-findings/opinions_en

■ CBPRの申請窓口

〒106-0032

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内
一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）
認定個人情報保護団体事務局

CBPR認証業務グループ

- E-mail cbpr-office@tower.jipdec.or.jp
- Web https://www.jipdec.or.jp/protection_org/cbpr/index.html

■ 個別相談

CBPRの申請をご検討中の事業者向けに個別相談に対応しております。上記窓口に、お気軽にご連絡願います。

ありがとうございました

